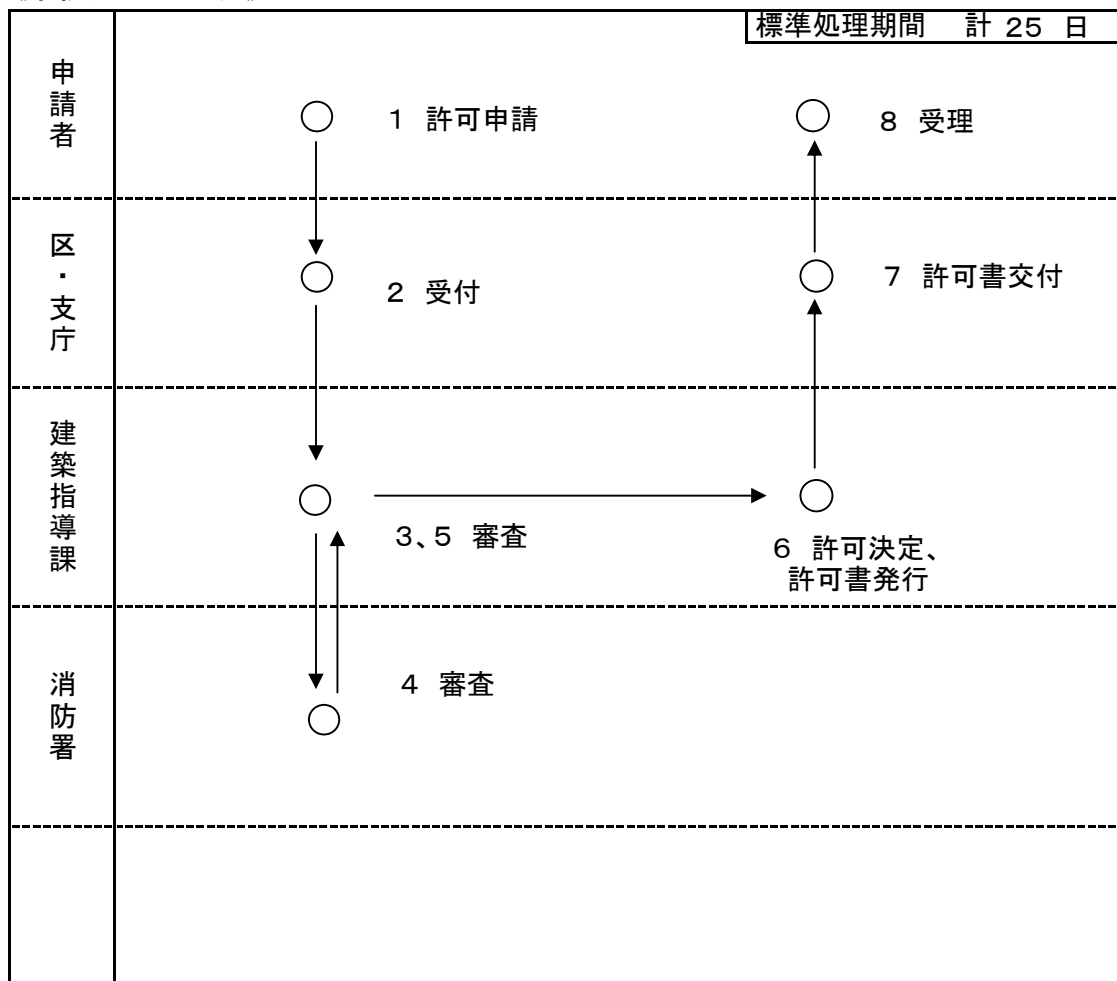


事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 応急・仮設建築物の存続の許可

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話30-745~748

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説 明
1	許可申請	申請者は、受付窓口(区、支庁)に申請書を提出します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適法なものは受け付けます。
3、5	審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	審査	消防署長に協議を行い、同意を得ます。
6	許可決定・ 許可書発行	許可を決定し、許可書を発行します。
7	許可書交付	許可書を申請人に対し交付します。
8	受理	